

文京区監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、定期監査（事務監査）及び財政援助団体等監査の結果に関する報告及び意見を別紙のとおり公表する。

令和7年3月28日

文京区監査委員	渡部敏明
同	松本理恵子
同	山本一仁

令和6年度定期監査(事務監査)及び財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項並びに文京区監査基準（令和2年1月監査委員決定）及び令和6年度文京区監査基本計画に基づき、下記のとおり定期監査(事務監査)（以下「事務監査」という。）及び財政援助団体等に対する監査を実施した。

1 監査の実施期間

(1) 事務監査

令和6年9月2日から令和6年10月31日まで

(2) 財政援助団体等監査

令和6年10月1日から令和7年2月27日まで

2 監査の対象及び実施日

(1) 事務監査

以下のいずれかに該当する団体のうち、財政援助団体等監査実施標準（平成19年10月26日監査委員決定）及びリスクの状況を踏まえ、団体を指導監督する区の所管課を選定した。

ア 令和5年度に区が補助金等の財政的援助を行った団体（以下「補助金等交付団体」という。）

イ 令和5年度に区の出資が継続中で、出資比率が資本金、基本金等の4分の1以上の団体（以下「出資団体」という。）

ウ 令和5年度の公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）

区分	所管課	対象団体	実施日
補助金等 交付団体	障害福祉課	社会福祉法人武蔵野会 特定非営利活動法人特別支援教育研究会	9月26日～ 10月8日
	子育て支援 課	特定非営利活動法人居場所コム 一般社団法人まちの広場	
	幼児保育課	文京区私立幼稚園連合会	
出資団体	アカデミー 推進課	公益財団法人文京アカデミー	9月12日～ 9月26日
指定管理者	アカデミー 推進課	株式会社丹青社	9月2日～ 9月12日
	高齢福祉課	社会福祉法人武蔵野会	9月12日～ 9月26日
	児童青少年 課	株式会社日本保育サービス	9月2日～ 9月12日

(2) 財政援助団体等監査

以下のいずれかに該当する団体のうち、財政援助団体等監査実施標準及びリスクの状況を踏まえ、団体を選定した。

ア 出資団体

イ 指定管理者

区分	対象団体	実施方法	実施日
出資団体	公益財団法人文京アカデミー	実地	1月24日
指定管理者	株式会社丹青社	実地	11月18日
	社会福祉法人武蔵野会	実地	12月18日
	株式会社日本保育サービス	実地	12月4日

3 監査の観点

監査の対象ごとの主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 事務監査

ア 補助金等交付団体

(ア) 補助金の交付決定は、法令等に適合しているか。

(イ) 補助金交付要綱は、整備されているか。

(ウ) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は、明確にされているか。

(エ) 補助金の額の算定、交付方法、交付時期等の処理手続は、適正に行われているか。

(オ) 補助金交付の効果及び交付条件の履行の確認は、実績報告等により適正になされているか。

(カ) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

イ 出資団体

(ア) 出資者としての権利行使は、適切に行われているか。

(イ) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者

(ア) 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

(イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

(ウ) 協定は、適切に締結されているか。

(エ) 指定管理者の管理運営に対する評価・検証は、適切に行われているか。

(2) 財政援助団体等監査

ア 出資団体

(ア) 寄附行為、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

(イ) 事業は、出資目的（設立目的）に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

(ウ) 会計経理及び財産管理は、適切に行われているか。

(エ) 帳簿の整備・記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備・保存は、適正に行われているか。

イ 指定管理者

- (ア) 協定、仕様書、関係法令等に従い、信義誠実の原則に基づいて管理業務がなされているか。
- (イ) 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がされているか。
- (ウ) 施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (エ) 個人情報保護等の情報管理体制に漏れはないか。

4 監査の方法

(1) 事務監査

ア 補助金等交付団体及び出資団体

事前に監査調書、補助金等交付根拠規定、補助金交付決定及び額の確定の関係書類、団体から提出された関係書類等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

イ 指定管理者

事前に監査調書、指定管理者の指定の手續に係る関係書類、基本協定書、年度協定書、当該団体から区に提出された各種報告書等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

(2) 財政援助団体等監査

ア 出資団体

事前に団体の概要、定款、規約、規程及び出納その他の関係書類の提出を求め、補助金等の執行状況について会計帳簿や証拠書類等との突合を行った。監査当日は、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

イ 指定管理者

事前に団体の概要、定款、規程等の提出を求め、監査当日は、管理業務内容及び管理業務に関する出納その他の関係書類の突合を行った。あわせて、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

第2 監査の結果

監査の対象となった団体を指導監督する所管課が行った財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（事務監査対象）及び対象団体が受けている財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（財政援助団体等監査対象）について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査を行ったところ、おおむね適正になされていると認められた。しかし、一部に指摘事項があったので、早急に改善を図るため、原因と内部統制の対応について、団体及び所管課において講じた措置を報告されたい。

なお、複数の団体及び所管課において、帳簿、関係書類等における記入漏れや軽微な誤記等があった。これらの注意・改善すべき事項については、監査の際、その都度口頭等により指導した。

監査の対象とした団体・所管課、団体に対する交付金名及び交付金額等並びに

指摘事項は、以下のとおりである。

1 社会福祉法人武蔵野会・障害福祉課

(1) 交付金名及び交付金額（令和5年度決算額）

ア 文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金	5,547,000 円
イ 文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金	17,968,000 円
ウ 文京総合福祉センター内障害者支援施設運営補助金	31,681,001 円
エ 文京総合福祉センター内障害者支援施設事業補助金	77,671,000 円
オ 文京区強度行動障害対応補助金	26,000,000 円

(2) 補助目的

- ア 指定障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対し、事業所の運営に要する費用の一部を補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図る。
- イ 重症心身障害児（者）通所事業を実施する事業所に対して、運営費の一部を補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図る。
- ウ 文京総合福祉センター内の障害者支援施設を運営する社会福祉法人に対して、当該施設の運営経費の一部を補助することにより、施設の安定的な運営を図る。
- エ 文京総合福祉センター内の障害者支援施設を運営する社会福祉法人に対して、実施する事業の経費の一部を補助することにより、施設の安定的な運営を図る。
- オ 生活介護及び施設入所支援を提供する事業所に対し、その利用者のうち強度行動障害のある者に対する支援を強化するため、その経費の一部を補助する。

2 特定非営利活動法人特別支援教育研究会・障害福祉課

(1) 交付金名及び交付金額（令和5年度決算額）

文京区身体障害者及び知的障害者地域活動支援センター運営費補助金
12,000,000 円

(2) 補助目的

地域活動支援センター運営に要する経費の一部を補助することにより、障害者に創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、障害者と社会との交流を図ることで、障害者の地域社会における生活及び自立を促進する。

3 特定非営利活動法人居場所コム・子育て支援課

(1) 交付金名及び交付金額（令和5年度決算額）

ア 文京区地域子育て支援拠点事業運営費等補助金	10,257,000 円
イ 文京区地域子育て支援拠点施設光熱費高騰対応事業費補助金	24,000 円
ウ 文京区地域子育て支援拠点における ICT 化推進事業費補助金	254,000 円

(2) 補助目的

- ア 地域の子育て支援の充実を図るため、地域団体等が運営する乳幼児及びそ

の保護者が相互の交流を行う常設の地域子育て支援拠点の運営及び開設準備に要する費用を補助する。

イ 長期化する新型コロナウイルス感染症等により、光熱費の高騰の影響を受けた地域子育て支援拠点運営事業者の負担軽減を図るため、光熱費の一部を補助する。

ウ 地域子育て支援拠点における職員の負担軽減を図るため、システムの導入等業務のICT化に係る経費を補助する。

4 一般社団法人まちの広場・子育て支援課

(1) 交付金名及び交付金額（令和5年度決算額）

ア 文京区地域子育て支援拠点事業運営費等補助金 10,899,000円

イ 文京区地域子育て支援拠点施設光熱費高騰対応事業費補助金 36,000円

ウ 文京区地域子育て支援拠点におけるICT化推進事業費補助金 500,000円

(2) 補助目的

ア 地域の子育て支援の充実を図るため、地域団体等が運営する乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う常設の地域子育て支援拠点の運営及び開設準備に要する費用を補助する。

イ 長期化する新型コロナウイルス感染症等により、光熱費の高騰の影響を受けた地域子育て支援拠点の運営事業者の負担軽減を図るため、光熱費の一部を補助する。

ウ 地域子育て支援拠点における職員の負担軽減を図るため、システムの導入等業務のICT化に係る経費を補助する。

5 文京区私立幼稚園連合会・幼児保育課

(1) 交付金名及び交付金額（令和5年度決算額）

文京区私立幼稚園連合会補助金 27,862,790円

(2) 補助目的

文京区私立幼稚園連合会が実施する事業に対して、その経費の一部を補助することにより、幼児教育の振興と充実を図る。

6 公益財団法人文京アカデミー・アカデミー推進課

(1) 交付金名及び交付金額（令和5年度決算額）

公益財団法人文京アカデミー補助金 72,977,782円

(2) 補助目的

区が出資して設立した公益財団法人文京アカデミーの文化振興事業、生涯学習推進事業等の事業及び運営に要する費用の一部を補助する。

(3) 出資金額

200,000,000円

(4) 公の施設名及び指定管理料（令和5年度決算額）

響きの森文京公会堂、文京シビックセンタースカイホール、アカデミー文京、アカデミー湯島、アカデミー音羽、アカデミー千石及びアカデミー茗台
213,735,412円

(5) 指摘事項（所管課）

区から指定管理者へ無償貸与している区の備品であるピアノ3台について、区と指定管理者の書面による協議に基づき、指定管理者が売却を行っていた。当該備品は区の所有であるため、売却に際しては、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替え及び出納機関への通知を事前に行わなければならない。また、物品管理規則第29条では、不用品については、売却又は廃棄の方法により、出納機関において決定し、及び処分するものとされている。このことから、売却又は廃棄については、区が行うものと解される。しかしながら、当該備品については、区は物品管理規則に規定する組替え等の手続きを行わず、指定管理者が売却を行っていた。

加えて、当該備品の売却により指定管理者が得た収入447,000円は、指定管理料（概算払分）の清算額に追加して区の歳出科目へ返還されたが、歳出科目から歳入科目への振替は行われず、区の収入になっていなかった。

指定管理者へ無償貸与している備品の売却に際しては、物品管理規則に基づく組替え等の手続きを適正に行うとともに、売却は区が行い、これに伴う物品売払代金を区の歳入として適切に計上されたい。

7 株式会社丹青社・アカデミー推進課

(1) 公の施設名及び指定管理料（令和5年度決算額）

森鷗外記念館 103,315,170円

(2) 指摘事項（所管課）

指定管理施設において委託契約により対応する業務は、例えば、使用料や物品の代金の収納があげられる。

区は、今回「森鷗外記念館外部壁面・床面特別清掃委託」（192,500円）を随意契約により指定管理者と締結した。指定管理者は、当該業務を区への協議を行わないまま、再委託及び再々委託により行っており、また、区は協議を求めていなかった。

指定管理者は、指定管理業務の中で日常清掃等を含む施設管理を実施しており、当該日常清掃等については、第三者への委託により行われている。一方、今回受託した外部壁面・床面の清掃に関して再委託を行うことは、文京区標準契約約款（委託）第3条で禁止されている委託業務の全部又は主要な部分の第三者への一括委託になることは明らかであった。このため、当該業務は指定管理者への委託ではなく、指定管理業務の変更により行うべきであったと考える。

このことは、区及び指定管理者の双方が、指定管理業務と随意契約による委託契約についての理解が十分でなかったことに起因するものである。所管課は、指定管理制度運用ガイドライン及び文京区随意契約ガイドラインの趣旨を踏まえて、指定管理で行うべき業務と委託業務で行うべき業務の判断について、適切に行われたい。

8 株式会社日本保育サービス・児童青少年課

(1) 公の施設名及び指定管理料（令和5年度決算額）

千石児童館 40,812,889 円

(2) 指摘事項（所管課）

令和2年8月の指定管理者の募集に当たって、募集要項及び業務要求水準書（以下「募集要項等」という。）において、自動ドア点検を含む7項目が建物維持管理における指定管理者の業務として記載されていたが、令和3年4月に締結された基本協定書においては、当該業務を区の業務範囲として記載していた。

また、年度ごとに指定管理者が提出している事業計画（以下「事業計画関係書」という。）においては、当該業務を指定管理者の業務として記載しており、実際の業務も指定管理者が行っていたため、基本協定書とそごが生じている。

所管課は、それらを認識した上で、基本協定締結時に双方に誤認があったことから、募集要項等に基づいて実施する旨を指定管理者と共有した上で運営を行ってきたとしている。しかしながら、基本協定書第11条第2項において、基本協定と事業計画関係書及び募集要項等の間に矛盾又はそごがあるときは、基本協定、事業計画関係書、募集要項等の順にその解釈が優先されるものとするとの定めがある。

指定管理者制度運用ガイドラインにも記載されているとおり、本来、募集要項と業務要求水準書は、指定管理者と区が締結する協定書と一体を成すものであることから、基本協定書、事業計画関係書、募集要項等の内容にそごが生じないように速やかに現行の基本協定書の内容を是正されたい。

9 社会福祉法人武蔵野会・高齢福祉課

(1) 公の施設名及び指定管理料（令和5年度決算額）

文京福祉センター江戸川橋・文京福祉センター湯島 173,267,625 円

第3 意見

- 1 指定管理者との管理に関する基本協定書に関して、1件当たり30万円を超える修繕又は改修に係る協議等について、書面が残されていないことも多いことから、基本協定書の「請求、通知等の様式その他」の条項で定める、書面により行わなければならないものに、協議の経過及び結果を追加されることを検討されたい。
- 2 指定管理者が公の施設の管理運営に当たり、必要な消耗品の購入や備品の購入・修理、施設の修繕・工事等の各種契約を行う場合には、区内中小企業や障害者就労支援施設等の活用が図られているところであるが、これまで以上に積極的に活用されたい。